

法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

法人キャッシュカード（以下「カード」という。）は、当行本支店およびセブン銀行、ゆうちょ銀行が設置している現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」または「預金機」という。）を使用して普通預金（以下「預金」という。）に預入れまたは払戻す場合に利用することができます。当行がセブン銀行、ゆうちょ銀行以外に現金支払業務を委託した金融機関でのご利用はできません。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機にカードを挿入し、所定事項を画面表示の操作手順にしたがって操作して下さい。なお、通帳を使用して預金機で預入れをする場合は、当行預金機のみ取扱となります。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行の所定の種類の紙幣に限ります。また1回あたりの預入れは、当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金を払戻す場合に、払戻請求金額と次条（第4条）の手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 支払機では通帳による預金の払戻しはできません。

4. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行の支払機、預金機を使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合には、当行およびセブン銀行、ゆうちょ銀行所定の利用手数料（自動機利用手数料）をいただきます。
- (2) 前項の手数料は、預金の払戻し、預入れ時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、セブン銀行、ゆうちょ銀行には当行から支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。

5. (代理人による預金の払戻し)

- (1) 代理人（代表者がカードの使用を認めた者1名に限ります。）による預金の払戻しの依頼をする場合には、代表者本人から代理人を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。なお、代理人の暗証は、代表者と相違してもかまいません。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

6. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、または法人名（または団体名）、代表者、代理人、暗証その他届出事項に変更があったときは、直ちに代表者から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 代表者（または代理人）を変更する場合、法人名（または団体名）を変更する場合は、当行所定の手続によりカードを再発行いたします。変更前のカードは当行へ返却してください。
- (3) カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

7. (暗証照合等)

- (1) 本条は、法人に限り適用されます。個人事業主については、キャッシュカード規定の第9条、第10条、第11条が適用されます。
- (2) カードは当行に届出の代表者または代理人が使用し、カードおよびカードに使用する暗証は、使用者が責任をもって管理してください。
- (3) カードを失った場合のカード再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたう例えば、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 当行の窓口においてカードを確認し、暗証を照合のうえ届出の暗証との一致を確認して取扱いしました場合にも前項と同様とします。

8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定またはキャッシュカード規定により取扱います。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)